

— 償却資産について —

償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算（税務会計）上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

償却資産の申告について

○申告していただく方

1月1日現在、日南町内に償却資産を所有されている方です。なお、償却資産を他に賃貸している方も申告が必要です。

償却資産を共同で所有されている方は、共有名義で申告してください。

（例：日南次郎 外2名 ※この場合、申告書右下の備考欄に共有者の住所氏名を明記してください。）

○申告の対象となる資産

1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要となりますのでご注意ください。

- (1) 耐用年数が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満の資産であっても、法人税法又は所得税法計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産
- (2) 償却済資産（税務会計上、減価償却を終わっていても実際は使用されている資産）
 ※資産を本来の用に供している限りは、必ずある一定の価値があるとみなします。評価額の最低限度は取得価額の5%の額で、資産がなくなるまでずっと続くことになります。
- (3) 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (4) 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼動していない資産）
- (5) 家屋として課税されていない建物（ハウス等）

○資産の種類

1 構築物	店舗の改装費、駐車場舗装、焼却炉、舗装路面、門・塀・緑化施設等の外構工事、ハウス、果樹棚、サイロ、牧さく、牛舎、堆肥舎、受・変電設備、給排水設備・簡易建物等（ <u>家屋として課税されているものは除く</u> ）
2 機械及び装置	ブルドーザー、パワーショベル、農作業用器具(耕運機、バインダー等)、クレーン等建設機械、家畜飼育用管理用器具(自動給餌機、バンクリーナー等) など
3 船舶	ボート、貨客船、漁船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	フォークリフト、構内運搬車（ <u>自動車税・軽自動車税が課税されているものは除く</u> ）
6 工具、器具及び備品	エアコン、コピー機、パソコン、机、椅子、ロッカー、レジスター、自動販売機等

（裏面に続く）

○申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税及び軽自動車税の課税対象となる車両（ナンバープレートのついた車両）
※ただし大型特殊自動車は除く。
- (2) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入しているもの（いわゆる小額償却資産）
- (3) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）

償却資産に対する税額等の算出方法

償却資産の評価は、資産一品毎に取得年月・取得価額及び耐用年数をもとに評価額を計算します。

○評価額の計算方法

評価額 = 取得価額（前年度評価価額）× 減価残存率

○課税標準額

各資産の評価額の合計が、課税標準額になります。

○税額

課税標準額 × 1.5% = 税額

○免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

《 参 考 》

地方税法 第383条（抜粋）

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。